



組合員の脱退及び 持分の払い戻しについて

Question

組合員（個人事業者）が亡くなり、脱退することになりました。奥様が相続人（組合持分）となっておりますが、事業の引き継ぎをせず廃業する場合でも、脱退届は必要になるのでしょうか？また持分の払い戻しは直ちに行わなければならないのでしょうか？

Answer

まずは、脱退届及び相続同意書の2点を組合に提出していただくことになります。また、持分の払い戻しは事業年度の終わった後の通常総会にて決算確定後に行ってください。

自然人たる組合員（個人事業者）が死亡し、又は法人たる組合員（会社、組合等）が解散したときは、組合員が不存在となり、当然に脱退（法定脱退）となります。また自然人たる組合員が、行方不明等の理由で民法に定められている失踪宣告を受けたときも、死亡と同様に法定脱退するものと解されています（この場合の脱退の時期は、家庭裁判所より失踪宣告がなされたときです）。このように、自然人たる組合員が死亡・失踪したときは、その相続人が相続加入するのか否かを決めます。今回の事例では事業の引継ぎをしないため、そのまま廃業し法定脱退となります。ただし、事業は引継ぎなくとも奥様が組合持分を相続しているため、相続人の同意書及び持分の払い戻しの請求書をいただくなければなりません。なお、持分の払い戻しの請求書は脱退届に含まれているため脱退届を提出していただくことになります。

さて、法定脱退事由に該当するに至ったときは、その組合員は自らの意思いかんにかかわらず、直ちに組合を脱退することになります。したがって脱退の時期も、自由脱退の場合のように事業年度の終わりではなく、その事由が発生した時点ですが、脱退者の持分の算定は、自由脱退の場合と同様事業年度の終わりにおける組合財産によって行うべきものとされているので、法定脱退の場合も脱退者の持分払戻請求権は、その事業年度末までは行使することができないことに注意が必要です。法定脱退でも持分の払い戻しは年度末となりますので、その点ご注意くださいと存じます。

なお、法定脱退事由のうち、組合員資格の喪失及び死亡または解散については、当該事由が発生した場合には直ちにその旨を組合に届け出させるようあらかじめ定款・規約等で定めておく必要があります。

脱退届の様式は本会ホームページの「様式ダウンロード」ページにある加入脱退の項目にWord及びPDFの形式で掲載しております。ぜひ、ご活用ください。

- ・本会ホームページ
<http://www.chuokai-fukuoka.or.jp/form/>
- ・脱退届 (Word)
<http://www.chuokai-fukuoka.or.jp/form/doc/dattaitodoke.doc>
- ・他の相続人の同意書 (Word)
<http://www.chuokai-fukuoka.or.jp/form/doc/tonosozokunindoi.doc>

※参考

・法定脱退
法律で定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員は直ちに組合員としての資格を喪失し、組合から脱退することをいう。

中小企業等協同組合法抜粋
(法定脱退)

- ・第19条 組合員は、次の事由によつて脱退する。
 - 一 組合員たる資格の喪失
 - 二 死亡又は解散
 - 三 除名
 - 四 第107条から第109条までの規定による公正取引委員会の確定した排除措置命令
 - 五 持分の全部の喪失（信用協同組合又は第9条の9第1項第一号の事業を行う協同組合連合会の組合員に限る。）
- 2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。
 - 一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員
 - 二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員又は第9条の11第6項の規定に違反した特定組合員
 - 三 その他定款で定める事由に該当する組合員
- 3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。